



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 第2種漁港の指定の内容の変更（漁港漁場課） 1
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（北部土木事務所） 2
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（宮古土木事務所） 2

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・3件（県民生活課） 2
- 港湾隣接地域を変更することについての公聴会の開催（港湾課） 3
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（警察本部会計課） 4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（警察本部会計課） 5

海区漁業調整委員会事項

- 漁業法に基づく指示事項 7

告 示

沖縄県告示第354号

漁港法の一部を改正する法律（平成12年法律第78号）附則第2条第2項の規定により知事が指定した第2種漁港とみなされる泊漁港について、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定により、次のとおり指定の内容を変更する。

平成24年 6月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 漁港の名称 泊漁港
- 2 漁港の所在地 那覇市
- 3 漁港の区域

水域	陸域
次のア点からカ点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面	水域の欄に規定するオ点、カ点、ア点、イ点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた地域
ア点 北緯 26度13分40秒7104 東経 127度40分52秒1861	
イ点 北緯 26度13分36秒7548 東経 127度40分50秒5447	
ウ点 北緯 26度13分36秒5781 東経 127度40分45秒2264	
エ点 北緯 26度13分39秒9636 東経 127度40分40秒1057	
オ点 北緯 26度13分48秒5313 東経 127度40分39秒6549	
カ点 北緯 26度13分48秒4734	

東経 127度40分52秒8796

沖縄県告示第355号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

平成24年6月29日

沖縄県北部土木事務所長 神 村 美 州

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成24年5月17日
- 3 指定に係る道路の位置 名護市字為又197番6、197番9、197番12、198番1、198番7、198番9、198番10、198番11、198番12、198番13、209番10、209番12及び209番14
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 100.00メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル～6.80メートル

沖縄県告示第356号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

平成24年6月29日

沖縄県宮古土木事務所長 下 里 和 彦

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成23年5月12日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字下里906番4
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 90.48メートル
 - (2) 幅員 6.10メートル

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年8月6日まで縦覧に供する。

平成24年6月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成24年6月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ぺあ・さぼーと
- 3 代表者の氏名 知名孝
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市知花六丁目40番3号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、発達障害児者およびその親、そして虐待などの問題により困難な子育てに直面している親や家族に対して、心理社会的支援、社会教育、そして精神保健福祉に関する事業を行い、発達障害児者とその家族支援および児童虐待の予防に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年8月7日まで縦覧に供する。
平成24年6月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成24年6月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ジャンプ
- 3 代表者の氏名 石垣育子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県名護市字名護4558番地の1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障がいがある人達に対して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスに関する事業を行い、障がいという個性があってもなくても自分の住み慣れた地域で普通に楽しく暮らしていける地域づくりを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年8月20日まで縦覧に供する。
平成24年6月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成24年6月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄デジタルアーカイブ推進協議会
- 3 代表者の氏名 玉城健
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市古島1丁目15番地10沖電グローバルシステムズ株式会社内
- 5 定款に記載された目的 この法人は沖縄県内の法人及び個人に対して、デジタルアーカイブ及びデジタルコンテンツの整備に必要な人材育成、普及啓発、調査研究、情報の共有化等を実施し、沖縄県の観光産業、学術文化、情報産業等の振興・発展並びに豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第2項の規定により、港湾隣接地域を変更することについて次のとおり公聴会を開催する。

平成24年6月29日

中城湾港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 日時 平成24年8月1日 午後7時開始
- 2 場所 熱田地区学習等共用施設（熱田公民館） 北中城村字熱田68番地1
- 3 変更しようとする地域 中城湾港渡口・和仁屋・熱田地区 基点1から117度00分03秒に引いた線、基点1から基点23までを順次直線で結んだ線、基点23から64度54分17秒に引いた線及び水際線により囲まれた陸域
 - 基点1 四等三角点浜原（北緯26度18分13秒5597、東経127度49分28秒7316）から256度48分22秒1,260.51メートルの地点
 - 基点2 基点1から214度23分01秒109.50メートルの地点
 - 基点3 基点2から226度29分59秒73.70メートルの地点
 - 基点4 基点3から201度37分01秒118.00メートルの地点
 - 基点5 基点4から94度20分14秒22.91メートルの地点
 - 基点6 基点5から175度50分26秒117.28メートルの地点
 - 基点7 基点6から199度16分43秒9.15メートルの地点
 - 基点8 基点7から175度50分29秒6.71メートルの地点
 - 基点9 基点8から94度28分17秒3.68メートルの地点
 - 基点10 基点9から175度50分28秒39.65メートルの地点
 - 基点11 基点10から183度37分55秒25.33メートルの地点
 - 基点12 基点11から191度25分34秒163.67メートルの地点
 - 基点13 基点12から195度58分37秒78.89メートルの地点

- 基点14 基点13から269度50分31秒19.94メートルの地点
- 基点15 基点14から179度50分27秒5.40メートルの地点
- 基点16 基点15から169度27分52秒12.88メートルの地点
- 基点17 基点16から180度00分00秒5.50メートルの地点
- 基点18 基点17から90度14分08秒10.70メートルの地点
- 基点19 基点18から150度11分33秒26.44メートルの地点
- 基点20 基点19から181度35分55秒39.57メートルの地点
- 基点21 基点20から211度40分25秒34.61メートルの地点
- 基点22 基点21から154度54分15秒108.68メートルの地点
- 基点23 基点22から64度54分16秒9.52メートルの地点

- 4 意見の申出の方法及び提出期限 変更しようとする地域に関し利害関係を有する者で、公聴会に出席して意見を述べようとするものは、平成24年7月25日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を沖縄県土木建築部港湾課に提出すること。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成24年6月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 調達する物品等の種類 沖縄県警察遺失物管理システム装置の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成24年4月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5名以上であること。
 - (4) 電気通信機器等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ 電気通信機器等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書の配布場所、申請書等の提出場所及び申請に関する問い合わせ先 沖縄県警察本部警務部会計課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2252）
 - (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から平成24年7月26日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨

- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成25年3月31日までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、該当取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する沖縄県警察遺失物管理システム装置の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成24年6月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 沖縄県警察遺失物管理システム装置の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。） 一式
 - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入の期限 平成25年1月31日（木曜日）
 - (4) 納入の場所 沖縄県警察本部庁舎 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
 - (1) 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（平成24年6月29日付け沖縄県公報定期第4061号に登載）により入札参加資格を有すると認められた者
 - (2) 沖縄県警察遺失物管理システムの設置及び設定を円滑に行うことができること並びに同システムに障害が発生した場合において、通報後4時間以内に技術者を派遣し対応ができることを証明した体制証明書を平成24年7月26日（木曜日）午後6時までに7(2)の場所に提出した者
 - (3) 納入しようとする沖縄県警察遺失物管理システムの機能等証明書を平成24年7月26日（木曜日）午後6時までに7(2)の場所に提出し、同システムを納入の期限までに納入することができることを証明した者
 - (4) 経済産業省が認定している国家資格又は民間で認定している資格のうち、ネットワーク技術に関する資格を取得している者（以下「ネットワーク技術者」という。）を有している者
 - (5) Microsoft Windows Server 2008関連のMCP認定資格取得者又は同等の資格があると発注者が認めた者（以下「MCP認定技術者」という。）を有している者
 - (6) 沖縄県警察遺失物管理システムに関する知識を有する技術者（以下「専任技術者」という。）を2名以上有し、専任技術者がネットワーク技術者及びMCP認定技術者と迅速に連絡をとり、同システムを円滑に保守することができる体制を確保できる者
 - (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークを取得している者又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を取得している者

3 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から平成24年7月26日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
- (2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課（9(2)の場所）

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成24年8月9日（木曜日）午前10時
- (2) 場所 沖縄県警察本部庁舎4階会計課入札室

5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに4(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

6 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から平成24年7月26日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県警察本部警務部会計課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2252）

8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2242）

10 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

11 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 平成24年8月8日（水曜日）午後6時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県警察本部警務部会計課（9(2)の場所）に提出すること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成24年7月9日（月曜日）午後2時

イ 場所 沖縄県警察本部庁舎4階402会議室

- (4) 最低制限価格 設定しない。
(5) その他 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

(1) Title of procurement

Lease of a Lost Article Management Equipment System of Okinawa Prefecture Police
(Including installation and set up operations.)

(2) Name, Quantity and Function of the Lost Article Management Equipment System to be leased,
and its business content.

As shown by bid descriptions and specification.

(3) Date and place for Bid Briefing Session

2:00 p.m. Monday, July 9, 2012

4F 402 meeting Room, Okinawa Prefecture Police Headquarters Bldg.

(4) Due date for bid documents

10:00 a.m. Thursday, August 9, 2012

(Due date of Delivery Wednesday 6 p.m., August 8, 2012)

(5) Date and Place for Bid Opening

10:00 a.m. Thursday, August 9, 2012

4F Bidding Room of Finance Division, Okinawa Prefecture Police Headquarters Bldg.

(6) Place available for bid descriptions and specifications, place of submission of function
certificates, etc., and contact point are as follows.

Finance Division, Police Administration Department, Okinawa Prefecture Police Headquarters
1-2-2 Izumizaki, Naha City, 900-0021
Phone Number 098-862-0110 (Ext. 2252)

海区漁業調整委員会事項

沖縄海区漁業調整委員会指示24第3号

沖縄海区におけるウミガメの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成24年6月29日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 桃 原 仁 一

（採捕の制限）

第1 沖縄海区において、アオウミガメ、アカウミガメ及びタイマイ（以下「ウミガメ」という。）を採捕してはならない。ただし、第2に掲げる者が、沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた場合は、この限りでない。

（承認の対象者）

第2 第1のただし書の承認の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものであること。

- (1) 試験・研究の用に供しようとする者
- (2) 養殖の用に供しようとする者
- (3) 漁業の目的で採捕しようとする者
- (4) 特に必要と認められる者

（承認申請）

第3 ウミガメ採捕の承認を受けようとする者は、ウミガメ採捕承認申請書（第2の第1号、第2号又は第4号に規定する者は第1号様式、第2の第3号に規定する者は第2号様式）を、委員会に提出しなければ

ばならない。

(捕獲頭数)

第4 沖縄海区における漁期中の捕獲割当頭数は、タイマイ28頭、アオウミガメ205頭、アカウミガメ6頭とする。ただし、第2の第1号及び第4号に規定する者が委員会のウミガメ採捕の承認を受けた場合はこの限りでない。

(大きさの制限)

第5 第2の第2号又は第3号の規定する者が委員会のウミガメ採捕の承認を受けた場合にあっては、直甲長70センチメートルを越える大きさのタイマイを採捕してはならない。

(雌のウミガメの採捕禁止)

第6 第2の第3号に規定する者が委員会のウミガメ採捕の承認を受けた場合にあっては、雌のウミガメを採捕してはならない。

(承認内容の変更)

第7 第1のただし書の承認を受けた者(以下「承認を受けた者」という。)は、承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめウミガメ採捕承認変更申請書(第3号様式)を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(承認証の再交付)

第8 承認を受けた者は、承認証を亡失し、又は毀損したときは、遅滞なくウミガメ採捕承認証再交付申請書(第4号様式)を委員会に提出しなければならない。

(承認証の交付)

第9 委員会は、第1のただし書の規定若しくは第7の規定によりウミガメの採捕の承認をしたとき、又は第8の規定により申請があったときは、ウミガメ採捕承認証(第2の第1号、第2号又は第4号に規定する者は第5号様式、第2の第3号に規定する者は第6号様式)を交付する。

(承認証の携帯)

第10 承認を受けた者は、ウミガメを採捕しようとする場合は、第9に規定する承認証(以下「承認証」という。)を携帯しなければならない。

(廃止届の提出)

第11 承認を受けた者が、ウミガメの採捕を廃止したときは、ウミガメ採捕廃止届書(第7号様式)に承認証を添付して委員会に提出しなければならない。

(報告書の提出義務)

第12 承認を受けた者は、次に掲げる期間のウミガメの採捕状況を、それぞれ次に定める期限までに、ウミガメ採捕報告書(第8号様式)を委員会へ提出しなければならない。

(1) 8月から12月までの採捕状況 翌年の1月15日

(2) 1月から5月までの採捕状況 同年の6月15日

(電子情報処理組織を使用する方法による報告)

第13 承認を受けた者は、第12の報告書の提出に代えて、電子情報処理組織(委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と採捕報告を行うものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により報告することができる。この場合において、当該方法により報告を行う者は、第12に規定する採捕報告書を提出したものとみなす。

(所持及び販売の禁止)

第14 何人も第1のただし書の承認を受けないで採捕されたウミガメ(当該ウミガメの剥製その他の標本を含む。)の所持及び販売をしてはならない。

(指示の有効期間)

第15 この指示の有効期間は、平成24年7月1日から平成25年6月30日までとする。

第1号様式(第3関係)

ウミガメ採捕承認申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名
印

沖縄海区漁業調整委員会指示24第3号に基づくウミガメの採捕の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- 1 採捕するウミガメの種類及び数量
- 2 採捕区域
- 3 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 主な採捕の方法
- 5 採捕に従事（委託）する者の住所及び氏名
- 6 使用する船舶
 - (1) 船名：
 - (2) 漁船登録番号：
 - (3) 総トン数：
 - (4) 所有者氏名：
- 7 試験研究等の計画内容

第2号様式（第3関係）

ウミガメ採捕承認申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名
印

沖縄海区漁業調整委員会指示24第3号に基づくウミガメの採捕の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- 1 採捕するウミガメの種類及び数量
- 2 採捕区域
- 3 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 主な採捕の方法
- 5 使用する船舶
 - (1) 船名：
 - (2) 漁船登録番号：
 - (3) 総トン数：
 - (4) 所有者氏名：
- 6 陸揚港

第3号様式（第7関係）

ウミガメ採捕承認変更申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名
印

沖縄海区漁業調整委員会指示24第3号に基づくウミガメの採捕の承認について、承認の内容を変更したいので下記のとおり申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 変更理由
- 3 変更事項

項目	変更前	変更後

第4号様式（第8関係）

ウミガメ採捕承認証再交付申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名 印

沖縄海区漁業調整委員会指示24第3号に基づくウミガメの採捕の承認について、下記の理由により承認証の再交付を申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 亡失又は毀損した年月日 年 月 日
- 3 亡失又は毀損した理由

第5号様式（第9関係）

承認番号 沖調K第 号

ウミガメ採捕承認証

住所
氏名

- 1 採捕するウミガメの種類及び数量
- 2 採捕区域
- 3 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 採捕に従事（委託）する者の住所及び氏名
- 5 使用する船舶
 - (1) 船名：
 - (2) 漁船登録番号：
 - (3) 総トン数：
- 6 承認期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 7 制限又は条件

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 印

第6号様式（第9関係）

承認番号 沖調K第 号

ウミガメ採捕承認証

住所 氏名
1 採捕するウミガメの種類及び数量 2 採捕区域 3 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで 4 使用する船舶 (1) 船名： (2) 漁船登録番号： (3) 総トン数： 5 承認期間 年 月 日から 年 月 日まで 6 制限又は条件
年 月 日 沖縄海区漁業調整委員会 会長 <div style="text-align: right;">印</div>

第7号様式（第11関係）

ウミガメ採捕廃止届書	年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿 <div style="text-align: right;">住所 氏名 印</div> 沖縄海区漁業調整委員会指示24第3号に基づくウミガメの採捕の承認について、ウミガメの採捕を廃止したので下記のとおり申請します。	
記	
1 承認番号 2 廃業年月日 年 月 日 3 廃業理由 4 添付書類 ウミガメ採捕承認証（別添）	

第8号様式（第12関係）

ウミガメ採捕報告書	年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿 <div style="text-align: right;">住所 氏名 印</div> 沖縄海区漁業調整委員会指示24第3号に基づくウミガメの採捕の承認について、平成 年8月～12月（1月～5月）のウミガメの採捕状況を下記のとおり報告します。	
記	
1 承認番号 2 主な採捕場所 3 主な採捕方法 4 採捕状況 別紙のとおり (試験研究等の採捕については、試験研究結果報告書を添付すること。)	

別紙（第8号様式関係）

ウミガメの採捕状況 氏名（ ）

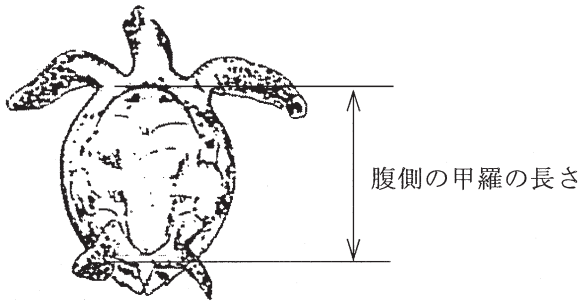
漁獲日	ウミガメの種類	大きさ	重さ	用途	流通先	金額
月 日		cm	kg			円

漁業者が提出する報告書は、ウミガメ漁業の実態を知る資料となります。
次の点に注意して記入して下さい。

用途は、食材、剥製として販売などと記入すること。

流通先は、剥製業者、漁協競り、料理店（名称）などと記入すること。

* 「大きさ」には、腹側の甲羅の長さを記入してください。



発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号
---	---